

8月号
2026 August

みなさまの取組で保険料率が変わります！職場内で掲示・回覧し情報を共有しましょう！

けんぽ通信

全国健康保険協会新潟支部



公式LINE
友だち募集中

協会けんぽ2025(令和7)年度決算(見込み)のお知らせ

2025年度の決算(見込み)の概要

2025年度の決算は**収入が12兆3,406億円、支出が11兆6,611億円、収支差は前年度から209億円増加し、6,795億円**となりました。

保険料収入は、賃上げや被保険者数の増加により前年度比4,057億円の増加となりました。保険給付費は加入者1人当たり保険給付費が増加した影響で前年度比2,818億円の増加となっています。また、拠出金等は後期高齢者支援金が増加した影響で前年度比1,634億円の増加となりました。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2025年度決算(見込み)医療分

(単位: 億円)

収入	保険料収入	110,546(+4,057)
	国庫補助等	12,383(+693)
	その他	477(+132)
	計	123,406(+4,881)

支出	保険給付費	75,369(+2,818)
	拠出金等	37,829(+1,634)
	その他	3,413(+220)
	計	116,611(+4,672)

単年度収支差 6,795(+209)

※ () 内は、前年度比

※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.6%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

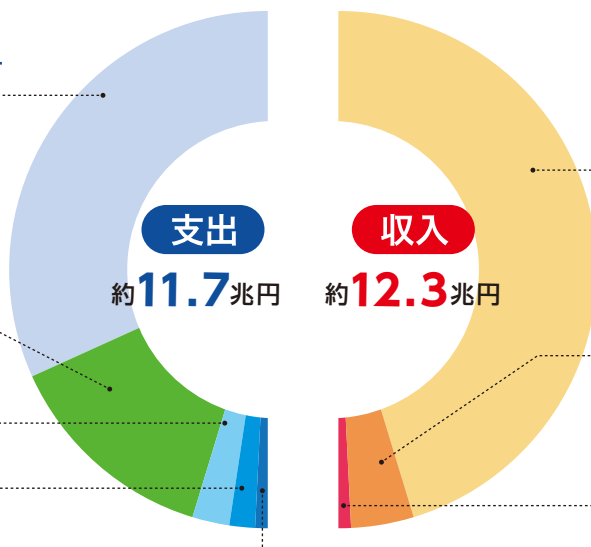
高齢者医療への拠出金等 32.4%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.5%

協会事務費 1.0%

その他の支出 0.5%



保険料収入 89.6%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

国からの補助金 10.0%

その他の収入 0.4%

Q. 2025年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

- A.** 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により保険料の増加が見込まれるものの、
- ・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと**
 - ・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること**
 - ・団塊の世代がすべて後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金**が**中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること**
- 等に留意が必要と考えています。

また、医療費については、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化に対応するため、2026(令和8)年度診療報酬改定において、診療報酬(本体部分)の改定率が3.09%(2026年度:+2.41%、2027年度:+3.77%)と高い伸び率とされ、2026年6月以降の医療費に反映されることなどから、今後の動向を注視する必要があると考えています。

※ 2026年度は平均保険料率を10.0%から9.9%に引き下げたほか、国から交付される国庫補助が2026年度から3年間減額されることとなっています。

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保 高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

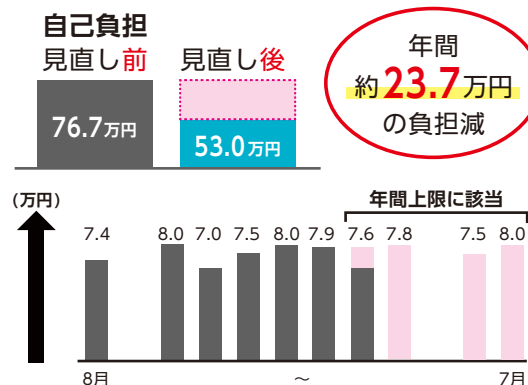
\\ 新たに**年間**の上限額が新設されました //

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、**協会けんぽから還付を受けることができます**。 ※年間とは8月から翌年の7月までをさします。

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- ・これまで「**多数回該当**」に該当しなかった方
- ・見直しにより「**多数回該当**」の対象から外れる方
- ・現在、**毎月高額療養費**を利用している方
- ・極めて**高額な医療**を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方 (区分ウの場合)



■ ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

● 多数回該当

直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

● 外来特例(70歳以上で現役並み所得者以外の方)

外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

高額療養費制度の上限額等はこちらをご覧ください



お問合せ

全国健康保険協会 新潟支部



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ 025-242-0260

※対応時間：8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始は休業)

なお、今回の見直しの趣旨等に関するご質問等は、

厚生労働省 コールセンター

0120-617-111

においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時(日曜日・祝日・年末年始は休業)

※運用期間：令和8年7月～令和9年3月



健康立県通信

新潟県からのお知らせ

8月31日は**やさい**の日!

1日に食べてもらいたい野菜の量は**350g**

新潟県民は野菜をたくさん食べていますが、

トマト **半分**ほど足りていません。

毎食野菜を食べることから始めてみましょう。

350gの
目安

1杯



両手にこんもり3杯

1/2杯



片手に1/2杯



県民の皆様の健康を応援するため、県内スーパーマーケットと連携して適塩で野菜もとれる惣菜や弁当「からだがよろこぶデリ」を販売しています。9月1日(火)からキャンペーンを実施するので詳しくは**コチラ**をご覧ください。

公式サイト健康にいがた21HP ▶

